

令和3年3月9日

会 員 各 位

東京税理士会 麹町支部
支 部 長 近 藤 正 邦
副支部長 姉 崎 正 栄
研修部長 澤 村 照 正

研修受講義務時間（年間36時間）の達成について

会員の皆様には、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、今年度も残り1か月となりました。会員の皆さまには、コロナ禍の影響による集合型研修の開催に制約がある中、研修義務時間の達成にご苦勞されていることと存じます。

本会会則により研修の受講義務が課されており、また、顧問先等からの信頼確保、税理士の資質向上のためにも、下記事項をご参照いただき、3月31日までに受講義務時間達成にご協力いただきますようお願い申し上げます。

(注) 本年度における受講時間等は、東京税理士会ホームページの「会員専用ページ(研修サイト)」に掲載されていますのでご参照願います。

記

1 マルチメディア研修（本会配信）の利用

東京税理士会ホームページ「研修サイト」（以下、「本会研修サイト」という）で配信中の各種マルチメディア研修の積極的利用をお願いします。

2 その他研修の認定申請

今年度分（令和2年4月1日～令和3年3月31日実施分）の社内研修等については、本会に受講時間認定申請をすることにより「その他研修」として認定（年最大18時間）されます。申請がお済みでない場合は、本会研修サイトより申請書をダウンロードし、本会研修課まで郵送またはFAXにてご提出ください。

※申請期限：令和3年4月15日（木）（厳守）

3 受講義務の免除申請

病气療養、出産育児、介護、公職就任等の研修受講義務免除要件に該当する方は、研修受講義務の免除申請により、受講義務が免除されます。本会研修サイトより申請書をダウンロードし、東京税理士会研修課まで郵送またはFAXにてご提出ください。

※申請期限：令和3年6月末日

4 研修受講時間の公表

令和2年度分の研修受講時間につきましては、令和3年10月に日本税理士会連合会ホームページの「税理士情報検索サイト（税理士を探す）」に受講時間、達成率、免除時間等が公表されます。

【申請書類送付先】 東京税理士会 研修課
〒151-8568 渋谷区千駄ヶ谷5-10-6
FAX：03-3356-0881